

上つ道

この山の辺の道の西約五五〇メートルに二番目の南北の道が付けられる。この道が後に上つ道かみと呼ばれる主要道路で、中世以降に上街道として京都から南都奈良を経て長谷寺・伊勢神宮に向かう街道となった。この道は大王家の初代王墓とされる箸墓から物部氏の族長墓とも見られる西山古墳の外堤の端に繋がっている。箸墓古墳・柳本大塚古墳・黒塚古墳・馬口山古墳・西山古墳はほぼ同一線上にある。

本日の見学を終えJR柳本駅に向かって落ち着いた街路を歩く。二両連結のワンマンカーは下校中の学生や山の辺道を堪能した旅人達で混んでいた。くねくねと曲がりくねった道を行きつ戻りつし、随分歩いた積りでもJR長柄駅とJR柳本駅の間の一区间のみである。ただ、万歩計は二万以上を指していた。下車駅が異なる人がいるので、奈良駅で流れ解散となる。

論考紹介「廢刀令の通説を疑う」

(会員) 石塚一郎

このところ、ナイフや銃による殺傷事件が度々報道され、盛んに論議がなされている。

折しも、岩波書店のPR雑誌『図書』七〇七号(二〇〇八年二月一日)に中世史研究者の藤木久志氏による表題のような論考が掲載された。興味ある内容なので紹介したい。

「廢刀令」といえば、明治時代を扱う日本史では必ず取り上げられる法令だが、高校教科書に「廢刀令は、武士の特権の廢止であるが、同時に、国民の武装解除をめざしたものであった」と記載してある(三省堂『日本史B』)ように、私たちの理解は、平凡社の大百科事典にあるような、「刀狩りいらい庶民の武装は禁止され、廢刀令で

武士の帯刀も禁止され、ここに国民の非武装が定着した」というようなものではなからうか。

著者はこのような私たちの理解(通説)に疑問を呈している。

布告された廢刀令

廢刀令というのは、明治九年(一八七六)にだされた、太政官布告三十八号のことで、次のようなごく簡単なものであった。

自今、大礼服着用、ならびに、軍人および警察・官吏など、制規ある服着用の節を除くの外、帯刀禁ぜられ候条、この旨、布告候事、

ただし、違及の者は、その刀、取りよぐべき事、

つまり、大礼服(重要な公式行事の時の礼服)を着たとき、ならびに、軍人・警察・官吏が、勤務のために制服を着たときを除き、そのほかは帯刀を禁止するというもの

で、しかも違反しても、その刀を没収する行政処分にとどめ、罪は問わないというじつにゆるやかな立法であった。

司法の現場の混乱

ところが、このゆるやかな立法が、司法の実務をになう、地方の現場を混乱させたらしく、さまざまな問い合わせ(伺い)が、司法省に殺到した(太政類典「二の一」)。たとえば、

① これまでの慣習では、帯刀というのは、長刀か双刀(刀・脇差し)を身に帯びることだけをいい、脇差しという短刀だけを帯びるのは、帯刀とはいわなかったが、それでいいのか。それとも、こんどの公布にいう帯刀とは、双刀か短刀の別なく、いつさいの金刀を携帯することを禁止するのか。

もし、そうなら、公然と腰に刀を帯びるのではなく、身を守るために、短刀を懐に入れたり、鑓を杖に仕込んだり、あるいは、袋や荷物の中に刀を入れて、ひそかに持ち歩くのも禁止の対象になるのか。

② 公布の趣旨は、いつさいの凶器を携えて通行するのを禁止する、というのではないのか。身を守るため、銃・鑓などを携えることは、いまだ明示的な禁令がないが、これも認めるのか。

もし、理由もなく、短銃や短鑓を持ち歩く者がいたら、公法への違反として、罰せざるをえないが、これも禁令はない。これらもすべて不問にするのか。

③ 公布の但し書きによれば、違反した者は、ただその刀を没収するに止め、罪を問わない、というように見えるが、役所の禁令に違反する者は、法律に照らして、罪を問うべきではないのか。その上で、刀を没収するというならわかるが、そう心得てよろしいのか。

④ 帯刀の禁を犯した士族・平民から没収した刀は、どうすればいいのか。

司法省の意外な回答

このように、司法の実務をになう現場は、公布する以上は、全面的な武装禁止令とす

べきであり、違反に対しては、厳罰と処分をもってあたるべきでないか。そうでないと、現実に取り締まりができないという、強い困惑が広がっていたらしい。

ところが、これに対する司法省の公式見解は、意外なものであった。

① については、「第三十八号布告は、いつさいの刀剣を佩帯するのみを禁じたるなり」。②については、「懐中もしくは嚢裏に包蔵し、および、その余の兵器を携帯するが如きは、この限りにあらず」。③については、「犯禁の処分は、その刀を没収するに止む」というのであった。



藤木氏の得た結論

④から帯刀した平民がいたことも明らかだが、司法省の公式見解は、士族あるか平民であるかを問わず、さまざまな武器を所持しても構わない。だが、それを携行するときは、かならず包んで持ち歩け。もし、

むきだしで携帯すれば、帯刀とみなすが、たとえ違反しても、刀の没収（行政処分）に止め、刑罰は科さないというのである。

広く知られる廃刀令というのは、このように帯刀だけの禁止令であり、国民の武装解除令ではなかった。

この法令の立法のねらいは、これまで長く社会の身分表象とされてきた帯刀という習俗を、一般の人から排除して、明治国家を支える軍人・警察・官吏などの役人たちだけの公的な身分表象として独占しようというものだったのである。

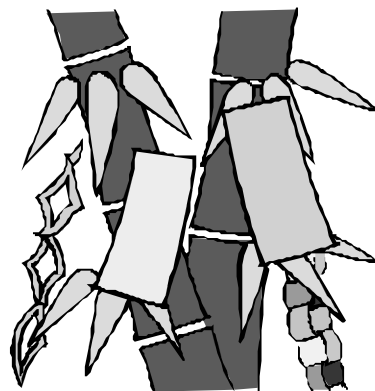
司法の側の関心は、もっぱら帯刀という形式だけにあつて、民間の保有する武器にたいする恐怖や警戒感を、そこに読み取ることはできない。

明治の廃刀令は国民の武装解除令だったという通説は、このような司法省の回答を無視した、根拠のない俗説（私たちの思いこみ）であった。

武器の保有や使用は、すべて民間の自制に委ねられていたのである。

水郷の船あし鈍き信長忌

宮田 佐智子



八月の例会

八月九日（土） 午後二時より

会場 豊中市教育センター

（ルシオーレビル六階）

「五世紀ヤマト政権と北河内」

枚方市教育委員会 西田 敏秀

八月の現地見学は例年どおりお休みです。



編集後記

最近の『つどい』が以前と編集制作面で変わってきているのにお気づきでしょうか。

SSOKの情報工房がなくなり、箕面の日経オリコミに変更しました。これを機会に原稿を紙に貼り付けるのを止め、誌面を全てパソコンで構成して、データを直接会社のパソコンに送信しています。図表や写真がより鮮明になり、文字や資料が少しゆがんでいるかな？ということもなくなりました。

ここにいたるまで、パソコンにお詳しい濱田裕稔さんの御指導を受け、相談にのってもらっています。改めてお礼を申し上げたいと思います。

<http://homepage2.nifty.com/toyonakarekishi/>